

淀川水系流域委員会殿

2007. 9. 30

佐川克弘

流域委員会は「異常渇水対策」の審議を保留すべし

第63回委員会で河川管理者から「異常渇水対策」の“説明”がありましたが、その内容は全く不十分なのでシュミレーションの再検討を求め、再検討結果が提示されるまではその審議を保留すべきだと考えます。貴委員会の賢明なご判断を期待いたします。

現在示されているシュミレーションは、特に次の点で不十分だと考えます。

1) 大川維持量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットのシュミレーションが示されていないこと

ご記憶の通り、関西のダムと水道を考える会（代表）野村東洋夫氏は「4カ月続いた大川維持流量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カット」と題する意見書を提出されています。（H17. 12. 7第36回琵琶湖部会参考資料1 NO. 671）

要旨は①S59～60渇水時に大川維持流量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットした実績がある

②H15解散した大阪臨海工水の桜ノ宮取水場も廃止されたので、今では塩水遡上も実害はゼロである

③従って異常渇水対策は大川維持流量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットで対応すべきだ
というものでした。説得力のあるご意見だと思います。

従って流域委員会は大川維持流量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットのシュミレーションを河川管理者に要求すべきだと考えます。それを拒否された場合は「 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットできない理由」の説明責任を求める必要があると考えます。

2) シュミレーションにH13の農水実績取水量が使われていないこと

河川管理者の説明はH16流域委員会に提示したシュミレーションと同じ内容だと思
います。それは4/1～10/31の期間、水利権量の50%取水するといったもの
でした。しかし10月は稲の収穫期です。私は水をジャブジャブ張ったたんぼで稲刈
りをしているのを見たことはありません。これだけ見ても、このシュミレーションが
実態と掛け離れている疑いがあると言えるのではないのでしょうか？

そもそも6年前の実績を何故シュミレーションに使えないのでしょうか？河川管理者
は「農業用水の水利用の実態把握に努める」と言われているのですから、まずは異常
渇水という人の一生で1回あるかないかの重要問題の検討のためには「架空の数量」
でなく「実績の数量」を使うのは当然すぎるほど当然だと考えます。

流域委員会は農水の実績に基づくシュミレーションを要求すべきではないでしょうか。